

(注) 工数の補正は、表 3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。

表3.17 付属物の工数の補正

種別	重 連	斜 橋	曲線橋	桁高変化	平均支問長
伸縮継手	O *	O**	×	×	×
高 欄	×	×	O***	×	×
防 護 柵	×	×	O***	×	×
検査路	<u></u> *	×	×	×	×

〇:補正を行う

×:補正を行わない

(注) *:伸縮継手,検査路の重連による補正は,表3.8の補正を適用する。ただし,連数は橋梁本体と同様とする。

**: 伸縮継手の斜橋による補正は、表3.9の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。

***: 高欄, 防護柵の曲線による補正は, 表 3.10 の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する

(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。

なお, ゴム系伸縮継手の積算にあたっては, 「第VI編第1章®-1橋梁用伸縮継手装置設置工」による。

- (5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費明細書に計上し、工 場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。
 - (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。
 - (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。
- 3-2 製作工労務単価

工場製作における工数単価(直接労務費)は 26,200円とする。

平成27年3月5日以降 26,200円

4. 横断歩道橋製作費

- 4-1 製作工数
 - (1) 横断歩道橋の製作工数は次式により算出することを原則とする。

製作工数= $(A \times a) \times (1 + \beta) + (B \times b) \times (1 + \beta) +$

 $(C \times c) \times (1 + \beta) + (E \times e) \times (1 + \beta) + D \times d$

A: 桁本体部の重量

a: 桁本体部の標準工数(表 4.1)

B:階段部の重量

b:階段部の標準工数(表 4.1)

C:斜路の重量

c:斜路の標準工数(表 4.1)

D: 支柱の重量

d: 支柱の標準工数(表 4.1)

E:高欄の重量

e:高欄の標準工数(表 4.1)

β:桁・階段・斜路・高欄の曲線橋補正率 (表 3.10)

(注) 曲線補正率については、3-1に準ずる。